

要求水準書に関する質問回答書

No.	資料名	頁	該当箇所							質問内容	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(7)	項目名		
1	要求水準書	13	第3	1	(5)				実施体制	統括管理責任者を変更する場合の手続きですが、「やむを得ず変更する場合には、(略)、事前に変更に関する市の承諾を得ること。」とある一方で、①統括管理責任者の設置では、「(略)統括管理責任者を定め、各業務の開始日までに市に届け出ること。統括管理責任者を変更する場合も同様とする。」となっています。当該手続きは、変更に関する市の承諾を得た上で、(当初定めたときと同様に)市に届け出るとの理解でよろしいでしょうか。	当該手続きについては、統括管理責任者届(変更届)を市に提出し、市の承諾を得てください。回答のとおり、文言を修正します。なお、ご質問の項目以外にも、提案募集要項及びその附属資料で、分かりにくい表現等がありましたので、あわせて修正いたします。
2	要求水準書	16	第3	2	(3)	③			事業評価業務	「20街区MICE施設による経済波及効果調査及び費用便益分析調査を実施し、市に報告すること」とありますが、費用便益分析調査はパシフィコ横浜が経済波及効果調査の機会に追加調査として実施した調査であって、今回の趣旨からすると「経済波及効果調査」で十分ではないでしょうか。	20街区MICE施設における費用便益分析調査は重要だと考えておりますので、実施してください。
3	要求水準書	19	第4	2	(1)	①			休館日及び開館時間	「駐車場の入出庫時間は、20街区MICE施設の開館時間より前後1時間程度長く設定」は施設と駐車場の営業がそれぞれ単独で行われる可能性もあることから限定を解除したほうがよいのではないのでしょうか。	20街区MICE施設利用者の利便性確保に加え、効率性にも配慮し、「ただし、市の同意を得た場合には、この限りではない。」を追記します。
4	要求水準書	33	第6	2	(1)				20街区MICE施設運営業務	公共施設等運営権の性質上、PFI事業者②は運営権対象施設を第三者に利用させる場合の使用許可は行えないこととなっております。施設利用者への施設利用許可のフローについてご教示頂けませんでしょうか。	20街区MICE施設は、PFI事業者②が定める利用規則に基づき、第三者に施設を利用させることが可能です。施設利用の許可に関するフローについては、PFI事業者②が利用規則において定めてください。
5	要求水準書	34	第6	2	(1)	④			図表9	市に支払う貸付料は、横浜市公有財産規則に基づき決定する」とありますが、公有財産規則第46条1項2号の基準に照らした場合、当該土地と建物の時価は概算でいくらになりますでしょうか。	公有財産貸付契約締結時における周辺の地価水準等で決まるため、現時点では不明です。
6	要求水準書	37	第6	2	(7)				MICE運営事業期間終了時の引き継ぎ業務	「MICE運営事業期間内に許可した内容や利用料金の徴収状況など業務の円滑な引継ぎを行うこと」とありますが、本事業終了日以降の利用に関する予約受付及び予約金収受は行わないとされています。ここでいう引継ぎ対象についてはどのようなことを想定されていますでしょうか。	MICE運営事業期間内に行ってきた運用方法などを想定しています。